

新潟市屋外広告物条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和5年12月27日

新潟市長 中原ハ一

新潟市規則第48号

新潟市屋外広告物条例施行規則の一部を改正する規則

新潟市屋外広告物条例施行規則（平成8年新潟市規則第17号）の一部を次のように改正する。

第2条第1項中「次項」を「次項及び第5項」に改め、「条例第4条第1項の規定による許可を受けようとする者」の次に「（第5項に掲げる者を除く。）」を加え、同項ただし書中「又は全部」を「若しくは全部又は副本」に改め、同条第2項ただし書中「又は全部」を「若しくは全部又は副本」に改め、同条第6項中「、屋外広告物許可申請書の副本を添えて、」を削り、「行う」の次に「ものとする」を加え、同項に後段として次のように加える。

この場合において、第1項、第2項及び第5項に規定する副本を提出しているときは、当該許可書に当該副本を添えて交付するものとする。

第2条中第6項を第7項とし、第5項を第6項とし、第4項の次に次の1項を加える。

5 条例第4条の2又は条例第10条の2の規定により、条例第3条第1項又は条例第4条第1項の許可を受けようとする者は、別記様式第2号の3による屋外広告物特例許可申請書正副2通に第1項各号に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。ただし、市長がその必要がないと認める場合は、添付書類の一部若しくは全部又は副本を省略することができる。

第4条第1号中「2月」の次に「以内」を加え、同条第2号中「3月」の次に「以内」を加え、同条第3号中「3年」の次に「以内」を加える。

第8条に次のただし書を加える。

ただし、第2号の規定は、条例第4条の2の規定により条例第3条第1項又は第4条

第1項若しくは第2項の許可を受けた広告物等の軽微な変更又は改造については適用しない。

第12条の次に次の2条を加える。

(公益上必要な施設又は物件)

第12条の2 条例第10条の2第1項第1号の規則で定める公益上必要な施設又は物件は、次の各号のいずれかに掲げるものとする。

(1) 公衆の利便に供することを目的とする案内図板又は公共掲示板

(2) 前号に類するものとして市長が認めるもの

(地域における公共的な取組)

第12条の3 条例第10条の2第2項第2号の規則で定める地域における公共的な取組は、次の各号のいずれかに掲げるものとする。

(1) 道路、公園その他の公共施設の整備又は維持管理

(2) 街灯、ベンチ、上屋等の整備又は維持管理

(3) 防犯又は防災活動

(4) 地域の活性化等に寄与すると市長が認める催しの開催

(5) 前各号に類するものとして市長が認めるもの

第16条の2第1項に次のただし書を加える。

ただし、市長がその必要がないと認める場合は、副本を省略することができる。

第16条の4中「、第16条の2第1項に規定する副本を添えて、」及び「(以下「登録済証」という。)」を削り、同条に後段として次のように加える。

この場合において、第16条の2第1項に規定する副本を提出しているときは、当該登録済証に当該副本を添えて交付するものとする。

第16条の5を次のように改める。

第16条の5 削除

第16条の6第1項に次のただし書を加える。

ただし、市長がその必要がないと認める場合は、副本を省略することができる。

第16条の6第3項を削り、同条第4項中「登録状況確認書を添えて」を削り、同項に後段として次のように加える。

この場合において、第1項に規定する副本を提出しているときは、当該変更登録済証に当該副本を添えて交付するものとする。

第16条の6第4項を同条第3項とする。

第16条の8第1項中「登録状況確認書を添えて」を「より」に改め、同条第2項中「登録状況確認書を添えて」を削り、同条第5項中「登録状況確認書及び」を削り、同条第6項中「登録状況確認書を添えて」を削る。

別表第2のうち(6)の項を次のように改める。

(6) 条例第10条第5項第1号に掲げる広告物等		景観重要建造物及び景観重要樹木における基準	景観重要建造物及び景観重要樹木以外における基準
	表示面積	1物件につき5平方メートル以内	—
	その他	ア けい光塗料又は反射塗料を使用していないこと。 イ 当該建造物及び樹木と調和したものであること。	けい光塗料又は反射塗料を使用していないこと。

別記様式第2号の2の次に次の1様式を加える。

（その1）

屋外広告物特例許可申請書（新規・変更）

年 月 日

（宛先）新潟市長

申請者

住所（法人にあ
っては所在地）

氏名（法人にあ
っては名称及び
代表者の氏名）

電話番号

管理者

住所

氏名

電話番号

資格の名称

次のとおり申請します。

表示又は設置場所	新潟市		用途地域				
広告物の種類			数	量			
主な表示内容							
自家用の該当	有	無	自家用の場合、既存広告の合計表示面積				m ²
表示面積等	縦	横	1枚の面積	面数	基数	地上からの高さ	合計の面積
	m	m	m ²			m	m ²
表示又は設置期間	年 月 日から		年 月 日まで				
工事施工者住所							
工事施工者氏名							
工事施工者電話					屋外広告業登録番号		
工事予定期間	年 月 日から		年 月 日まで				
建築基準法による 工作物確認	有	申請中	不要	道路法による 占用許可	有	申請中	不要
	申請年月日 確認番号				申請年月日 許可番号		
許可番号				許可年月日	年 月 日		
許可期間	年 月 日から		年 月 日まで				
主な変更内容							
※手数料金額							

注 ※印欄には記入しないで下さい。

(その2)

申請対象広告物	該当する項目すべてに○印を付けてください。 1 条例第4条の2に規定する広告物等 2 条例第10条の2第1項に規定する広告物等 3 条例第10条の2第2項に規定する広告物等
特例許可を受けようとする規定の内容及びその必要性	
条例第10条の2第1項に規定する広告物等の場合	
広告料収入の全部又は一部を設置・維持管理に要する費用に充てていることが分かる資金計画	
条例第10条の2第2項に規定する広告物等の場合	
広告料収入の全部又は一部を地域における公共的な取組に要する費用に充てていることが分かる資金計画	

(その3)

チェックシート	
確認項目	確認項目についての説明を記載してください。
公益性・社会貢献への配慮事項	
広告物の意匠上の配慮事項	
周囲の景観への配慮事項	
公衆への危害防止の配慮事項	

別記様式第3号中「別紙」を「下記」に改め、「ただし、許可期間及び許可条件については、下記のとおりとします。」を削る。

別記様式第4号（裏）中「作成し、この申請書と別紙を1つにとじて、1枚目と2枚目の境に契印を押印」を「作成」に改める。

附 則

（施行期日）

- 1 この規則は、公布の日から施行する。

（経過措置）

- 2 この規則の施行の際現にあるこの規則による改正前の様式（次項において「旧様式」という。）により使用されている書類は、この規則による改正後の様式によるものとみなす。
- 3 この規則の施行の際現にある旧様式による用紙については、当分の間、これを取り繕って使用することができる。